

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.027

処 分 名	危険物施設の使用停止命令
処 分 の 概 要	製造所、貯蔵所又は取扱所において、危険物の貯蔵、取扱に関する命令に違反した場合や、危険物の保安に関する規程に違反した場合又は、危険物保安統括管理者等解任命令に違反した場合は、期間を定めてその使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第12条の2第2項
処 分 基 準	<p>◎製造所、貯蔵所又は取扱所において、次のいずれかに該当する場合は処分の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・危険物の貯蔵、取扱に関する命令に違反したと認めること。・危険物の保安に関する規程に違反したと認めること。・危険物保安統括管理者等解任命令に違反したとき。 <p>なお、使用停止の期間は違反状態の是正のために必要な期間としています。</p>
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■消防法

第12条の2第2項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

- 一 第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第12条の7第1項の規定に違反したとき。
- 三 第13条第1項の規定に違反したとき。
- 四 第13条の2第4第1項の規定による命令に違反したとき。

■消防法

第11条の5 (危険物の貯蔵取扱基準適合命令)

■消防法

第12条の7 (危険物の保安に関する業務を統括管理する者)

■消防法

第13条 (危険物の保安を監督する者)

■消防法

第13条の2第4 (危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任)